

保護者様

岐阜県立多治見工業高等学校

学校において予防すべき感染症による出席停止と再登校について

平素から、本校の教育につきまして、御理解と御協力を賜りましてありがとうございます。学校において予防すべき感染症に罹患した場合には、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置をとります。出席停止の期間中は、医師の指示に従って療養してください。また、病状が回復し再登校する際には、下記の「学校において予防すべき感染症への罹患報告書」に保護者の方が必要事項を記入し、受診を証明できる書類（診療費請求書兼領収書、調剤明細書等の写しで、患者名、医療機関名等が記入されたもの）を添付して、学級担任へ提出してください。医療機関による証明は不要です。

【保護者記入欄】

多治見工業高等学校長 様

学校において予防すべき感染症への罹患報告書

このことについて、下記のとおり学校において予防すべき感染症に罹患しましたので、報告します。

記

生徒名	年 組 番 氏名
保護者名	
感染症名	
医療機関名	
医師に診断された日	年 月 日 ()
出席停止期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで